

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和6年5月1日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

山口県庁舎設備運転監視保全業務 一式

(2) 業務の内容

入札説明書、仕様書及び現場説明による。

(3) 履行期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

なお、要望があれば契約締結日から業務履行開始の前日（令和6年8月31日）までの任意の期間を習熟期間とすることができる。

(4) 履行場所

山口市滝町1番1号 山口県庁舎及びその周辺施設

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、電気設備保守、空調設備保守及び建築物空気環境測定のいずれについても業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(4) 本店を山口県内に有していること。

(5) 平成28年4月1日からこの公告の日までの間に、延べ面積5,000㎡以上又は階数が地上5階以上の建築物において、同種業務の受託実績を有していること。

(6) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(7) 公告の翌日から令和6年5月22日（水）までの管財課が指定する日に行う現場説明を受けた者であること。

現場説明の日時は令和6年5月21日（火）午後5時までに山口県総務部管財課（電話0

83-933-2237) に連絡の上調整すること。

(8) 公告の翌日から令和6年5月28日(火)午後5時までに業務従事予定技術者名簿並びに同種業務の受託実績を証明する資料を提出した者であること。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県総務部管財課

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から令和6年5月28日(火)までの午前9時から午後5時までの間、山口県総務部管財課において随時交付する。

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 場所 山口市滝町1番1号 山口県庁本館棟4階 総務部3号会議室

(2) 日時 令和6年5月29日(水) 午前10時00分

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の第10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書の提出

入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和6年5月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(5) 詳細については、入札執行者山口県総務部管財課(電話083-933-2237)に問い合わせること。